

第6回日韓教授統一思想研究会

「現代文化と統一思想」

統一思想から見た日・韓の『万国公法』  
(近代国際法)の受容と認識及び適用

柳 在坤 (Dr. Jae-Kon Yoo)

鮮文大学教授

東京都新宿区新宿 5-13-2 成約ビル 1F : セミナールーム  
共催 : 統一思想研究院/PARP 後援 : 世界平和教授アカデミー  
2010年9月4日—5日

## 統一思想から見た日・韓の『万国公法』（近代国際法）の受容と認識及び適用

### I、初めに

### II、19世紀の万国公法の世界

- 1、 西欧型国際秩序
- 2、 文明国、野蛮国、未開国

### III、万国公法の受容・認識・適用

- 1、 日本における受容
- 2、 朝鮮における受容
- 3、 日本の万国公法認識
- 4、 朝鮮の万国公法認識
- 5、 日本の万国公法適用
- 6、 朝鮮の万国公法適用

### IV、統一思想から見た万国公法の出現

- 1、 統一思想の歴史観
- 2、 万国公法出現の意味

### V、終わりに

### I、初めに

『万国公法』は19世紀のヨーロッパ世界（キリスト教世界）を中心に作られた国際法であり、1864年（清国の同治3年）、アメリカ人宣教師のマーチン（William Alexander Parsons Martin、中国名は丁韪良、1827~1916）がホイートン（Henry Wheaton, 1785~1848）の国際法の教科書、Element of International Lawを漢訳したものである。ホイートンの原著は、当時のアメリカで最も広汎に用いられた国際法の概説書であり、『万国公法』は中国、朝鮮、日本に国際法を体系的に紹介した最初の書物であり、万国公法という言葉が中国、朝鮮、日本において広汎に用いられたのは、19世紀後半から20世紀初頭にかけてのほぼ半世紀間であった。

国際法學史上、19世紀後半は自然法的国際法學から実定法的国際法學への過渡期とされるが、ホイートンの原著は自然法的発想を濃厚に残した作品であり、その基調は訳書にもそのまま引き継がれている。万国公法とはすべての国家に適用されるべき「公法」の意味である。

本稿は、日韓における「万国公法」（近代国際法）の受容と認識、そしてその適用について調べ、「万国公法」が19世紀後半から20世紀初頭にかけてのほぼ半世紀間であった理由について、統一思想の歴史観（統一史観）の立場から考察する。

## II、19世紀の万国公法の世界

### 1、 西欧型国際秩序

19世紀まで東アジアの国際秩序の体系の基本は、中国王朝の下に形成されていた<華夷秩序>であった。それは中国王朝=「中華帝国」を中心に周辺の<夷狄>=野蛮国政権が、中国王朝が与える外交文書によって各<国王>として形式的なく承認>を受け(冊封)、<夷狄>の王達を<羈縻>するというを原理とした国際秩序である。朝鮮は当時、清国「禮部」管轄の朝貢国とみなされていた。

近世の日本は、清国を中心とする<華夷秩序>体制から逃れており、独自のなく大君外交体制>を形成していた。この体制は<大君>(将軍)の<武威>(軍事力)を中軸に、朝鮮・琉球・蝦夷地など、近隣の諸国や地域との通交関係を形成するが、その基礎には自国を中心とする<華夷秩序>の意識を持つ<日本型華夷秩序>を構築していた。

他方、<西欧型国際秩序>の原理は、主権を持っている国家が「万国公法」という国際法をもとに外交関係を結ぶことを基本とするが、その実際の関係は、<力の政治>によると言える。

シューマン(Frederick L. Schuman)は西欧型国際秩序に対して、「国家主権の概念、国際法の原理及び力の均衡の政策は欧米国際体系がその上に依拠するようになった三つの礎であると見ることができる。」と定義している。

ここで、<主権国家>として認定を受けるためには、<西欧型>の<近代法>の体系が成立されなければならないということが前提とならなければならない。そうでない場合には<野蛮>国とみなされ、領事裁判権など不平等な条約を結ぶようになることが当然であると考える構造であった。

欧米国際体系の三つの礎としての主権・国際法・勢力均衡の原型は、16・17世紀の政治的な展開の中で形成された。欧米国際体系は16世紀頃、その芽が発芽し、1648年のウェストフアリア会議で形式上成立したというのが通説である。各国家は体的には最高性、体的には独立性を主張し、国内の様々な階級、様々な階層の特権を国家に統合しようとしたし、他の国家に対しては対等な存在として各自の国家理想を追求しようとする状況であった。その後18、19世紀を経て、西欧型国際体系は世界的に拡散され、様々な形態に変化し成長しながら現代に至った。

16世紀から17世紀にわたって、ヨーロッパの中央集権国家の形成とその相互関係の展開と共に、主権や国際法の概念が次第に明瞭な輪郭を持つようになった。同時にこの時期において国家間の関係を追求することが勢力均衡(balance of power)の原則であった。バターフィールドは「勢力均衡は主権概念による近代国家が成長した産物であ

る。」といった。

勢力均衡の原理は強大国による弱小国の共同分割、あるいは植民地化の正当化としても援用された。勢力均衡政策は国際関係の変動の基礎を‘力’にあるという国際関係観に置いているのである。

特に欧米勢力が他の地域や国家に進出する場合、勢力均衡政策はそのまま植民地建設、帝国主義的な侵略の原理として適用されたことが歴史的な事実である。当時の西欧型国際秩序は＜暴力の無限界的な行使＞を認めている国際法によって認められていた。

欧米列強はヨーロッパ以外の地域に対して国家主権・国家平等をかかげながら、場合によっては平和的に、場合によっては武力行使による通商条約によって不平等条約を強要するとか、場合によっては侵略戦争を起こして植民地化を企てたりもした。国際秩序は暴力を許す国際法と‘力’それ自体によって維持された。すなわち、国際社会の「力は正義」という原理が支配するようになったのである。19世紀後半はまた、帝国主義の絶頂期であった。欧米列強以外の国家、日本は欧米諸国による分割、侵略を抜け出ることが出来たのが帝国主義競争に参加したことを意味する。

そうして日本は福沢諭吉が主張したような、＜脱亞入欧＞の立場に立って、侵略国家として英国と米国の‘力’を背景に韓国に対する植民地化を推進して行くと同時に、中国など、アジア地域に対する侵略にうちでるようになった。

## 2、 文明国、野蛮国、未開国

西欧型国際秩序の原理を基にして近代国際法、すなわち、『万国公法』が中国の清国の同治3年が1864年、ウィリアム・マーチンがヘンリー・ホーイトンの「国際法の原理」(Elements of International Law)を漢訳したのである。

ホーイトンはアメリカの国際法学者であり、マーチンの「凡例」と原著第8版の著者の紹介によれば、外交官として長い期間プロシアに赴任し、ヨーロッパ諸国をめぐり国際関係の識見が豊富であったという。

原書は1838年にフィラデルフィアで刊行され、1848年にフランス語版が刊行され、著者が死んだ後にも米国と英国で増版された。また、翻訳者のマーチンは米国の長老教会の宣教師であり、1850年に清国に行って清国の外交を担当する総理衛門の同文館（外国語学校）で国際法を教えた。『万国公法』の翻訳その他の物理、科学書として広く読まれるようになった『格物入門』（7巻、1868年）などの著書がある。

マーチンの漢訳版は四冊本であり、北京の崇実館で発刊された。漢訳作業には何師猛、李大文、曹景榮ら中国人が協力して総理衛門の批閲を受け、清国政府の出資によって開板された。また、漢訳においては原著の条例はすべてが訳出されたが、具体的な事例を検討した結果、若干無駄な部分だけ削除したという。

日本には漢訳版の刊行後すぐに長崎に輸入された。刊行された次の年の1865年には受容にあわせて開成所が返り点と振り仮名を付け加えてこれを覆刻したという。日本で覆刻された六冊本はあちこちでその残存を多く確認できるが、マーチンの漢訳版四冊本を見ることはごく少ない（日本の東北大学の附属図書館の狩野文庫に四冊本が保存されている）。日本で全国に流布したのはこの開成所版によることが多い。

日本招来の『万国公法』は中国で流布しなかったが、日本では輸入が需要に追いつけず、次の1865年に開成所の覆刻版が出版され、‘経典のような権威を持って’広く広がった。

### 1) 『万国公法』の構成

漢訳版の構成の大きな枠はホイートンの原著とほぼ同じである。即ち、巻と章の区別は平時公法から戦時公法としての展開などすべて原著と同一である。節は原著が総数500を超えるのに対して、漢訳版は231と少ない。漢訳版が原著の節を合わせて具体的な事例に対する詳細な検討を省略しているからである。

まず、第1巻 積公法之義明其本源第其大旨(Definition, Sources, and Subjects of International Law)の第1章 積義明源では主に「万国公法」(近代国際法)の形成過程を説明している。

グロチウスを発端にした近代国際法の形成史は自然法学派(naturalists, <性法>学派)と実定法学派(positivists, <公法>学派)に二分して説明される。

登場する人はグロチウス(<虎哥>)、ブーペンドロフ(<布番多>、自然法学派)、ビンケルスポーク(<賓克舎>、実定法学派)などであり、主権国家(<自主の国>)を基本的な前提とするバトル(<発得耳>、グロチウス学派)によって近代国際法思想として確立する過程が詳細に説明されている。これは近代国際法形成史の伝統的な叙述であり、更に原著者のホイートンはヘプター(<海付達>)を最近のすぐれた国際法学者として紹介する。

第10節では、近代国際法はヨーロッパのキリスト教諸国(<耶蘇を崇尚し化に服する諸国>)のなかで生じ、その当時トルコ、中国などは其中に包摂されていると認識している。

次に、第2巻 論諸国自主之権(Absolute International Rights of States)第1章 論其自護自主之権では国家の基本権(Absolute International Rights of States, <自然の権>)としていわゆる自存権を説明し、第2章 論制定律法之権では国家の自治自主権(Nations and Sovereign States)を説明し、第3章 論諸国平行之権では国家の平等権(Rights of Equality, <平行の権>)に対して説明している。国家代表者の公式訪問、国家代表者の国際会議での席順、外国軍艦の礼砲など、いわゆる国際礼讓に対する説明である。

この平等権思想も近代国際法が外交において、平等権の機能を強く主張したし、現代

国際法では国際機構の平等権として更に発展している。それ以前には国際会議での代表者の席順などは時には深刻な紛争を引き起こしたし、第3節に叙述されているように、1814~15年のウィーン会議でこの問題に対していったん解決されたのであった。

そして、第4章 論各国掌物之権では主に領海と公海 (high sea <大海>) に対して論ずる。

ただ近代国際法の特色として現代国際法では否定された法理である占有権 (occupation)、征服論を認めている。(第5節、その他)。征服や発見、移民などによる領有を正当であるとする。また、取得時効の原則、漁業権、河岸使用権などを詳細に叙述している。

領海10里の原則を「大概砲弾が及ぼすところは国権が及ぶ」(第6節)と説明しているのはいわゆる、当時の cannon shot 理論である。

次に、第3巻 論諸国平時往来之権 (International Rights of States in their Pacific Relations) 第1章 論通使では外交特権 (Rights of Legation, <通使の権>) が説明される。

外交特権は16世紀末から国際法学者の間で論議され始め、近代国際法の形成に大きく寄与した。この章の外交特権も不可侵権、治外法権、随員、家族の特権、特権の始期と終期、領事の特権などを言及するなど詳細に説明されている。

第2章 論商議立約之権は条約に関する説明である。

近代国際法で重要な批准という手続きの形成や条約の永続性が論議されている。ホイートンの原著はこの問題に対して具体的に叙述しているが、漢訳版はそれらを多少削除している。漢訳版で大きなスペースを占めるのは軍事同盟条約、特に防衛条約に関したものが第15節であり、それに対する具体的な例も詳しい。

最後に、第4巻 論交戦条規 (International Rights of States in their Hostile Relations) 第1章 論戦始では戦争開始の意義・手続き・効果を説明している。手続きというのは戦争布告など、効果というのは通商関係、自国内の敵人及び敵の財産の取扱などである。

第6節で「公法から見ても傾かず、またその曲直を変えないし、万一この国に何等の権 (戦争権) を許せば必ずかの国にも何等の権を許すことを原則とする。」という規定は18世紀以後、近世の正戦理論が否定されるのであり、無差別の戦争理論を形成されることを意味する。近代国際法は他の一方では戦争を肯定し合法化させたと評価される。

第2章 論敵国交戦之国は交戦時の国際法に対する説明である。

加害行為の制限、戦闘員と非戦闘員の区別、捕虜交換、陸戦と海戦での敵国財産の取扱、特に海上保護に対して原著は多くの節で極めて詳細に記述している。漢訳版では原著の膨大な具体的な例に伴う理論は若干省略されているが、基本的な事項を論じた節はそのまま翻訳されている。

第3章 論戦時局外之権は局外中立 (neutrality, <局外>) に対して論ずる。

国外中立の定義、中立領域の不可侵、中立局の権利と義務、海上保護、戦時禁制品、封鎖などが叙述されている。局外中立が実定法上の制度として確立されたのは19世紀の近代国際法においてであるが、主権国家はすべて‘自らを局外におき、そのこと（戦争）に関与しない’権利を持つと説明される（第3節）。

‘約款し局外の輩に敵貨を積むものを論ずる’（第23節）とする国際法上の複雑な問題に対して、漢訳版では具体的な例の検討は省略されているが、法理に関した部分や基本的な具体的な例はすべて翻訳されている。

第4章 論和約章程は講和条約に対する説明である。定義、手続き、効果などが叙述される。第4節「各守所有」は占領地や保護財産などに対して特別な規定がなければ現有法によるという当時の国際法的な取扱に対する説明である。

北京から導入された『万国公法』は幕末日本に広く流布した。

## 2) 文明国、野蛮国、未開国

近代国際法はヨーロッパで発達したのであり、ヨーロッパ文明を持つ国だけが文明国とみなされ、国際法上の主体として認められた。そして文明国即ち、主権国家（当時の表現として<自主の国>）は開拓、征服、割譲によって新しく領土を獲得する権利を持ちそれを互いに承認し確定した。【表 I-1 参照】

近代国際法即ち<万国公法>は世界の国、地域を次のように3つに分類する。

- (1) 「自主の国」＝文明国
- (2) 「半主の国」＝半未開国
- (3) 未開人（国）

【表 I-1 : 19世紀 万国公法の世界（ヨーロッパ公法が描いた19世紀末の国際秩序）】

<文明人>の国 自主の国	<野蛮人>の国 半未開国、半主国	<未開人>の国
ヨーロッパ、アメリカ ・文明国としての国内法 ・<万国公法>の適用 ・完全な政治的な承認	トルコ、ペルシア、中国、シヤム、日本 ・文明国としての国内法がまだない国	地球上に残るすべての地域 ・自然が存在し人間が生きているという事実の承認 ・<先占>した文明国の領土

<p>.....</p> <p>不完全な&lt;文明人&gt;の国</p> <p>.....</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文明国としての国内法がまだ整理されていない。</li> <li>・外国人を文明国の表十として待遇する義務を負う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部分的な政治的な承認</li> <li>・領事裁判権など、不平等条約の対象になる。</li> <li>・ &lt;万国公法&gt;の適用には文明国の承認が必要</li> </ul>	<p>になりうる。</p>
--	--	---------------

国際法上（１）は完全な政治的な承認が付与され、（２）は部分的な政治的な承認が付与され、（３）は‘自然のまたは単純な人間としての承認’となる。

（３）はたとえそこに人間が生きており、独自の国家が形成されているとしても国際法上は<無主の地>であるとみなして征服の対象になり、<先占の法理>によって（１）の文明国の中の先占（先占取得）した国の領土になる。

（２）の<半主の国>は<文明国>としての条件を持っていないが、（３）よりもはるかに強力な国家機構を持ち、またある程度の社会的な発展をなした国であり、文明国はいったん彼らの国を承認し一定した条約関係に入る。しかし、彼らの国の国内法を承認することではなく、自分の国の国民を保護するために領事裁判制度を中心とする不平等条約を締結する。そしてこのような不平等条約を拒否する場合には武力に訴えることは正当また一度締結された不平等条約が遵守されない場合もあり、同様である。

第一に、<文明人>の国というのは当時の<国際法>=<万国公法>の中で<自立した国家あるいは政府>として完全に<承認>される国家である。

もう少し具体的に国際法上互いに拘束力のある約束が出来るという相手であり、外国人の生命、自由、財産を保護する、<意志の能力>をそなえている（<文明国>として国内法が整備されている）とみなされる国家である。そのために文明国各国の国内法は相互承認される。

第二に、<未開人>の国はたとえそこに人々が住み独自の国をなしていても、国際法上では、<無主の地>であると言って、それを最初に選挙した<文明人>の国家の領土として取り扱われる<先占の法理>という原理が適用される地域である。即ち、文明国が未開国の領土を<無主の大地>として獲得することは正当であるとしている。事實は、これら多くの地域は相次いで<文明国>の植民地になってしまう。

第三に、両者のいわゆる中間にある<野蛮人>の国である。

<未開人>の国よりもはるかに進歩した文化と強力な国家を形成し、<無主の地>として取り扱うことが出来ない。しかし、文明の段階にないために<文明人>の国から外交上の相手とみなされるとしてもその政治的な承認は<部分的>なものに過ぎない。即ち、その国の国内法は不十分であるとして認定されない<文明国>の国民の裁判などは



到底まかすことができない。そこで領事裁判権などの不平等条約の対象となる。

それは資本主義の世界市場を作って行こうとする欧米の<文明国>において<国境を超越した人間、商品及び資本の移動>を可能にするための<最低限の秩序、予測可能性及び安定>の確保に必要であったからである。

日本はペルシア、中国などのように<野蛮人>の国に含まれている。

福沢諭吉は『掌中万国一覽』（1869）で混沌、野蛮、未開、開化文明という四つに区分している。

第一に、開化文明の民はアメリカ合衆国、英国、フランス、ゲルマン（ドイツ）人たちである。

第二に、未開の民は其民耕作の法を知って若干、巧みに至り芸技の道を理解し、人間に有効なことが多いし、村落をたて都府を開き、文学が非常に栄えるとしてもその人情は外国人を忌避し、婦人を軽蔑し、小弱を越える風がある。支那、土耳其格、ペルシアが属する。

第三に、野蛮の民は（蒙古）、アラビア（亞刺尼亞）、アフリカ（亞非利加）北方の土人たちである。

第四に、混沌の民は亞非利加の中央ニウギンニ及びオーストラリア（澳太利）の土民達である。

この分類で福沢は、日本は言及していない。

### Ⅲ、万国公法の受容・認識

19世紀の国際社会に仕方なく包摂された後発国である日本が国際社会に登場するためには、世界に似た国家を形成することが必要であったし、「万国公法」に依拠する国際社会への登場が必須であると考えられた。国際社会で「万国公法」であるという国家間の規範に日本を便乗させることが重要な課題であった。

旧韓末当時、清国と日本では『万国公法』を始めとして公法に関する様々な漢訳書が刊行された。朝鮮にも公法書を直接学んだとかあるいは間接的に知っていたと考えられる三つの部類があった。第一は、西洋人の宣教師と通交できた朝鮮のキリスト教徒であった。第二は、既に公法秩序に含まれていた日本との交易の窓口であった東来港の官吏達がいた。第三は、朝鮮の開化派を育成させた朴珪寿（1807~1877）と彼の友人、弟子達であった。

しかし上記のような三つの部類による万国公法受容の可能性は朝鮮の公法受容の契機になりえなかった。朝鮮での本格的な公法の受容がなされたのは開国以後であった。

## 1、日本における受容

近代国際法（国際公法）すなわち、＜万国公法＞の日本における受容は次のような三つの特徴的な過程を経た。

第1は、ペリー以後の開国時、幕府の条約交渉を引き受けた人たちによる受容である。彼らは当初、「万国公法」に関する知識はほとんど皆無であった。しかし、条約交渉過程での実務を処理する過程でその法的知識を徐々に習得したのである。そしてそれが第二、第三の需要の大前提になった。

ペリーの日本来航が主導したままになされたのは周知の通りである。ペリーが締結した1854年3月の日米和親条約（そして追加条約としての下田協約）は先行条約として米国、清国間の望廈条約（1844）をモデルとしたものであることからわかるように、アメリカ側は既に国際条約に関する知識を十分に持っていた。

1956年4月に赴任したハリス総領事は下田協約を端緒に＜和親＞から＜通商＞への交渉を進める過程で、1857年11月6日、日本側の交渉委員が「万国之法」即ち、「万国公法」というのは、どのようなものであるかを交渉相手であるハリスに直接尋ねている。

日本側の交渉委員達の発言には国際法に関するハリス側と日本側当事者との大きな差異点がよく現れていた。

彼らの質問の主要な点は、外国に公使を派遣する目的、その職務、国際法に認められている公使の権限に関するものであった。これらのすべての質問に対して、私は出来る限り明瞭に答えた。接待委員達はまた貿易に対して質問し、私が語る管理の仲介なしになされる貿易というのはいかなる意味を持つのであるかと質問した。これに関しても私は説明し、十分に彼らを満足させるのに成功した。彼らは、我々日本人はこの問題に完全に暗く子どものようなものであるために尊い我々に耐えなければならないと語った。そして私のすべての陳述に対して全幅的に信頼すると付言した。

これは国際法に関してすべての知識を吸収しようとする日本側の委員の積極的な姿とそれに対するハリス側の対応を表しているといえる。日本側の資料によれば、

1. ミニストールを置くが、各国ではどのような式で取り扱っているのか。
1. 万国普通之法にしたがって取り扱っている。
1. 万国之法というのはいかなるものか。
1. すべてのことを語れば大部之書程があり、まず要点を簡単に語る。
1. 大法は国内法として拘束できないことを第一とする。
1. ミニストールは国内法の管轄外であり、管内に外国人が入って来ることができないし、また家族までその国の国内法に拘束を受けない。

1. 住居などはある国に対しては狭小であるが、管内はすべて自国のように用いているようになっている。

「万国之法というのはいかなるものであるのか。」すなわち、「万国公法」というのはいかなるものであるのかを交渉相手に直接尋ねているのは日本側の国際的な知識が皆無であったという事実を表している。

その後を見ても国際法に関する様々な知識をアメリカ側から得ていた。ハリス側も日本側に一定した知識を与えるために〈覚書〉を老中に提出した。このような実際の交渉過程は幕府側の国際法に関する知識水準を高めるのに大きな手助けになったし、またそれは直面している現実問題であったために幕府の国際法の基礎知識を着実に蓄積するようになった。

第二に、マーチンの漢訳本の日本版による受容である。

この漢訳本は清国の人たちによるものであったために、その日本版による導入はヨーロッパにおける近代国際法が清国を通して日本に受容されたことを意味する。1867年3月、神奈川奉行の上申を見れば、領事裁判権に関する実際の運用に対して大目付・目付派と勘定奉行派という幕府の実力官僚層の内部で意見対立をしているほどに日本人の「万国公法」に対する理解の水準は高揚されていた。

第三に、ヨーロッパに渡って行った日本の留学生による積極的受容である。

幕府が留学生を派遣し、ヨーロッパの近代的な知識を積極的に受容したのは「万国公法」を日本人のものとするのに効果があった。その代表的な人物が1862年に幕府が派遣した和蘭留学生15人の中の一人、西周（西周助、1829－1897）であった。彼は津田真道（1829－1903）とともにライデン大学法学部教授のフィッセルングから約2年間、法律学、経済学、哲学に関する講義を受け、1864年末に帰国し、次の1865年、開成所教授になったし、『万国公法』の翻訳に着手した。それが1868年、『万国公法』として刊行された。

内には言論の自由と普通選挙制度のうえに基づいた政党政治の樹立を主張したし、外には、軍国主義的な侵略政策を攻撃し、青年知識人層に大きな影響を与え、官僚勢力の一大敵手になった民本主義者の吉野作造（1878－1933）は「万国公法」受容方法の思想的、政治的な意味を次のように述べている。

この『万国公法』も初めには単純に国際公法に関する本として取り扱われたが、それが明治に入って全く違った意味で扱われるようになった。それは鎖国攘夷の基地として幕府を倒した明治新政府は元来、攘夷を実行するのに意図がなかったし、結局は天下を取るや外国と交通するようになったが、その豹変した態度を天下にどのように説明すれば良いのかあわてた。幕府に代わった新政府こそ真に攘夷を断行すると信じたが、その新政府が恥ずかしいことも知らずに外夷と交通することは何であるかと悲憤慷慨する者たちも

多かった。(中略)そこで新政府は苦勞した。その結果発見した一条の活路は‘外夷は禽獸のようなものであると考えていたが、よく調べてみると、必ずしもそうではない。彼らは<宇内の公法>によって我々と接しようとして我々に語っている。そうすればあえてこれを排斥しなければならないのではなく、我々もまた正義公道に接することが礼ではないのか。’という道理であった。したがって結局、民間の不平を抑制するのに成功したが、そこで自ら<宇内の公法>という一つの形而上学的な規範が存在するような観念が生じたのである。そこでその当時の人<公法>は正に<天道>というようなものであり、公法の本は一つの経典と同じであるとみなされたのである。公法や天道は儒学書でも教えるようになった。しかし、新しい時代に対応するためにはこれだけでは不足である。西洋で言う<公法>を知らなければならないというようになり、このように『万国公法』はその当時まさに宗教の経典のような権威をもって多くの人に読まれるようになったのである。

このような「万国公法」が受容される方法に対して次のように言及している。

法体系が全く異なった日本では当然変容して解釈され、儒教思想との関連で国際法が遵守される根拠が国際法それ自体と見る一部の人たちが現れたのである。即ち、自然の理法、天理、公道という意識とローマ法やキリスト教と渾然一体をなす法として認識された。それゆえに従来の通説的な認識とみなされた国際法はマーチンによって性法（自然法）として日本に導入したと断定するよりはむしろ日本の法意識（たとえば朱子学派の理論）と類似性をもつ自然法的な思想ときわめて容易に結びついたと考えられ、その原因があったと考えられる。

日本に最初に導入された国際法の体系的な解説書はマーチンの漢訳版の『万国公法』であった。原著者のホイートンは、国際法は国際社会の性質によって合理的に演繹された準則を見られるのであり、合意によって限定され、修正を加えるとしても自然法を否定するのではなかった。「万国公法」は後続の訳者によって徐々に形而上学的な規範を教えるものと解釈されて行った。

このような認識を最も極端的に表明したのが大国隆正『新真公法論』（1867）であった。彼は儒教、仏教を旧公法とし、西欧の国際法を新公法と定義し、真正な公法は天皇を地球上の総帝とするという世界の公法を主張した。

## 2. 朝鮮における受容

1875年9月に、日本側の野欲によって起こった江華島事件を契機に朝鮮開国の交渉を推進した副大臣の井上馨（1835－1915）は、朝鮮側の代表の申ホン（1810

ー?)に次のような条約案を説明している。

この条約は貴国も自主の国であり、日本国と同等な権利を持つために万国交際普通の礼に依拠し天地の公道に従って調査したのはまず猜疑心を除外して考案されなければならない。

交渉中、申ホンは、「わが国は従来貴国との交流があるだけである。外国と通商したことがないために万国交際の法も不案内である。」と告白した。

1876年2月、日本は朝鮮の万国公法に対する無知を利用し朝鮮を開国させた。朝鮮側の万国公法に関する理解が公的に現れたのは、条約締結直後、修信使として日本を訪問した金綺秀(1832-)の復命記録『日東記游』を報告した時からであった。

そのいわゆる万国公法というのは、諸国が盟約を結んだ春秋六国の連衡之法のようなものである。ある国が混乱に陥れば万国はこれを助け、ある国が過ちをすれば万国はこれを攻撃し愛憎や攻撃に傾かない。これは西洋人の法であり、必ず規律に従うためにあえて誤ることがない。

上で見たように金綺秀は万国公法の<実定法的>な側面を詳細に把握できず、春秋大意による<自然法的>なものと理解していた。金綺秀が日本訪問から帰国した後、1876年8月24日に、朝鮮は日本と条規付録と貿易規則を調印した。これを通して朝鮮は日本に治外法権と関税権を許し、不平等条約関係に入ってきた。

朝鮮に『万国公法』などの公法の漢訳書が入ってきたという公式記録が現れたのは1877年12月17日頃である。

万国公法と万国公法の秩序に対する朝鮮側の反応は大きく3つに分けられる。第一は、公法と公法秩序を排撃する人たちであり、第二に、公法と公法秩序に対する不信感を持ちながらも現実国際政治の武力に対処するために公法を受容し公法秩序に参加することを容認する人たちであり、第三に、公法の<実定法的>な側面と現実国際政治を理解した上に両側を導入して公法秩序に参加し近代国家建設を図る人たちである。

### 3. 日本の万国公法認識

日本の万国公法認識は大きく三つに分けることができる。第一は、幕府末期に「万国公法」の印刷、出版を企てた坂本竜馬(1835-1867)と1866、7年、日本が明治維新の動乱の中にいたとき、幕府の開成所でなされた講義を1868年に「万国公法」に関する本を公刊したオランダ留学生の西周らの認識である。

第二は、現実世界に存在するのは国際間での〈力の政治〉、〈弱肉強食の論理〉であり、「万国公法」は〈弱国を奪う一道具〉とみる岩倉具視（1825－1883）と木戸孝允（1833－1877）ら明治政府指導者らの認識である。

第三は、〈脱亞論〉で明治以後の日本の近代化方向を決定し、国権主義的な論理とアジア蔑視の思想を現実化したし、西欧先進諸国に対する追隨の姿勢を明確にした国権主義論者の福沢諭吉（1853－1901）の認識である。

#### 1) 坂本竜馬の万国公法認識

坂本竜馬は薩長同盟（1866）の仲立ちをして討幕派の結集に成功したし、幕府政権を変換させ、朝廷中心の大名会議が権力を持つ統一国家構想（〈船中八策〉）によって前土佐藩主をして大政奉還（1867）を成功させたが、坂本は京都で幕府官吏によって暗殺された。

坂本は〈いろは丸事件〉で徳川御三家である紀州藩を相手に賠償金八万三千両（減額して七万両）を払わせた。〈いろは丸事件〉というのは、坂本が組織した海援隊が伊予の大洲藩から〈いろは丸〉（160t）を500両で借り、武器などを積んで大阪に向かう途中の4月23日の夜、紀州藩の蒸気船〈明光丸〉（887t）によって衝突されて沈没した事件である。

坂本はこのとき、〈明光丸〉から航海日誌を押収し、〈明光丸〉が見張り人すらいなかったことなどが「万国公法」違反であると主張して紀州藩を全面的に屈服させた。

紀伊公の蒸気船と衝突した。我々の船は沈没した。その証明は衝突した時、我々の士官らがその甲板の上に上がった時、一人の士官もいなかったことを確認した。これが一か条である。衝突した後、彼は自らの船を退去させたのが約50間、再び前進して我々の船の右側に衝突した。これが二か条である。…以上、世界の公論によってこの一条の処置をしなければならない。

ここにある〈世界の公論〉がすなわち、「万国公法」の海上航海に関する規定である。坂本はこの談判中に「万国公法」の印刷、出版を企てていた。しかし、それが現実化される前に彼は暗殺された。

#### 2) 西周の万国公法認識

西周は1829年、津和野藩の典医の息子として生まれた。1862年、幕府の命令によって津田真道らとオランダに留学し、ライデン大学の東洋語学教授のホフマン（Johann Joseph Hoffmann）の斡旋で法学部教授のフィセリング（Simon Vissering）の自宅で2年間、自然法、国際法、國法学、経済学及び統計学を学び、1866年に帰国して開成所の教授になった。彼の講義の中で、国際法学の部分が1866年に「万国公法」という題目

で刊行された。

1862年、幕府はオランダに再び軍艦を注文するようになり、その建造を監督する人を含めて留学生を10人ほどオランダに派遣するようになった。この中には榎本釜次郎（武揚）、津田真一郎（津田真道）らも含まれていたし、西周助は津田と共に政治、経済方面の学問のために留学の道に登った。

徳川後半期の日本でヨーロッパの科学は蘭学の名の下に多少研究されていたが、その対象は医学、軍事学、天文学などきわめて限定された分野に留まっていたし、法政経の学には関与できない状態であった。その結果、西、津田の両氏もこの方面に対しては常識すらも持っていなかった。

西周助が詳述した『畢洒林氏万国公法』は1866、7年、日本が明治維新の動乱の中にいたとき、幕府の開成所でなされた講義を1868年に公刊したのである。この本はヨーロッパの国際法学を日本語で正確に表現したものである。西の留学は1863-5年、19世紀中ごろ以後であったが、この時代の国際法学、特に大陸学派がヨーロッパの国際関係の諸規範はここから伝えられている。

この本がもつ二つの特徴は次の通りである。

第一に、この本は当時ヨーロッパの国際法の教科書が普通言及している諸問題を網羅し、簡単であるが正確な説明をしている。

第二に、この本に出てくる国際法学上の述語は現在日本で一般的に使用されているものとほとんど同じであると言っても言いすぎではない。

西の国際法は日本がヨーロッパ諸国との交際で守らなければならない義務を付与した法であり、西もそのような立場から言及している。ところが適用区域がヨーロッパに限定されるような印象を与える「泰西」という単語を使用した。【表 I-2 参照】

ヨーロッパ国際法は西周助によって『泰西公法』として翻訳されたが、彼がヨーロッパ国際法という言葉の中に含蓄されている意味をよく知りながらこの言葉を使用していることをこの本の中で伺うことができる。国際法を日本で始めて講義した西が悩んでいた問題の一つは、ヨーロッパ式法学の知識がそのときまで全くなかった（日本の）国民に法学関係の概念を日本語でどのように表現して伝達するかにあった。

『万国公法』の巻頭にある法令の中においても法律述語に神経を用いた事実を表している。

すべての名義に関する言葉は前後を一貫してあえて歯莽として翻訳されたのではない。原書にはそれぞれ英吉利、法朗西、日耳曼、荷蘭の四カ国の言語を付与しても、この本は西洋文字を読む万人に見せるためのものも省略した。別途に公法名義彙考という本を書いて四カ国言語と翻訳語を類集し、後に付加しようとしたが、まだその時間もないために再版を待つ。

西が没頭したのは、既存にあった国際法を基礎にして改定することでなく、日本に国際法がなかった時代に新しくこれを創造するということであった。そうだが、西が開成所において日本語で講義を始めた時、すでに日本に流布していたマーチンの漢訳の『万国公法』があったし、この多数の国際法の述語が漢語に翻訳されていた。西が日本語訳語を考案するのにマーチンの本を参考にしたのは間違いのない事実であった。

【 表 I-2、 西周助訳述、『畢洒林氏万国公法』、内容 】

	1. 公法総論	2. 平時泰西公法条規	3. 戦時泰西公法条規	4. 万国聘問往来条規併法式
1	万国公法大旨	人身上諸権総論	興戦権	君主身親交際
2	論本性法立公法	万国平行権	戦争間遵守条規	國使権総論
3	論以公法奉否併万国法度維持	内事自主権	戦権条規係人身上者	遣外官吏体制
4		居間権	戦巻条達係物件上者	國使権義
5		交際権	論戦闘方法策略	特派行人官吏
6		物件上諸権論	戦争中結敵条約	商正
7		論国界体制併制限	海戦特例諸規	交際禮併贈答書式
8		係河海併其他諸水所有権	論戦争結末	海上禮
9		論於万国公法所以生由結束義	交戦国局外国権義総論	
10		於万国公法定約盟約法式	係局外国通商通船海上特例条規	
11		於万国公法盟約種類		
12		論条約相維持力強弱長短		

### 3) 岩倉具視、木戸孝允の万国公法認識

欧米諸国が主導する近代の国際社会で主権国家になるためには、そこに存在する一定した規範を度外視できなかつたし、むしろそれを尊重しなければならなかつた。当初から明治政府が<宇内之公法>、<万国普通之公法>、<万国之公法>による外交であるとか、<宇内の通義>や<天地の公道>の尊重を語ったことはそのためであった。

しかし、明治維新政府は「万国公法」と<宇内之公法>（宇内の痛義）などを混用しながら自ら開国を正当化した。



外国之儀は先帝が多年間心配したものであり、幕府が従来の失錯によって今日に至るようになったが、世態が大きく一変し、大勢が真に立てることが出来なかつたので当然、和親条約を締結するようになった。(中略)ただ今まで幕府が締結した条約の中には弊害があるなど、利害得失を公議した結果、改革せざるを得なかつたし、やはり外国交際之儀は宇内之公法によって扱わなければならないことを理解しなければならない。

一時幕府の叱責であるとしても、皇国之政府において誓約があるのは時の得失によってその条目は改正されなければならないとしても、その大体においてはむやみに動かすことの出来ない万国普通之公法であり、今になって朝廷でこれを変革する時はかえって海外各国に信義を喪失するようになり、真に容易でない大事であるために禁止し得ないし、幕府で定めた条約によって和親を締結するようになったし、既に先回発布されたために、皇国固有の国体と万国之公法を斟酌して採用するようにしたのはやはり防ぐことが出来ないものである。

この二つの資料を検討すれば、ここには明治維新政府を正当化させる二つの論理が隠れていることが分かる。一つは幕末幕府の外交策を<失錯>であるとしながらも、明治維新政府の条約締結(事實は幕府からの引継ぎ)を<世態>の<一変>や<公議>によって正当化させていることである。

もう一つは、<万国之公法>と<宇内之公法>との混用(転用)によって明治維新政府の開国和親の方針を正当化させていることである。

明治政府の指導者達は国家相互間を対等にするという<天地の公道>や<宇内の通義>などの原則を信じなかつた。現実世界に存在するのは国際間での<力の政治>、<弱肉強食の力の論理>に過ぎないと信じていた。

岩倉具視は1867年3月、「濟事策」で万国公法に該当する諸国家間の<天地の公道>に対して「互いに信義を守るということは口実であり、その深意は貪利の術を轟かすようにするところだけにある。」またそれは<弱肉強食の力>であると指摘している。

また、1869年初めの意見書でも、

万国公法のようなものは畢竟各国が合意してたてたのでなく、万国が共に守ることでもなく、ただこれはこのような例があり、それはそのような例があるとするところだけを記録した書籍であり、そのまま信じ足り得ない。

1869年2月の「會計外交などの条条意見」でも岩倉は、「万国公法」などはいわゆる国際判例集のようなものであり、「頼りにするのに不足で守るにも不足な」ものであり、<公法>などを広めることはただ<洋避をのばす策>になるだけであると論じている。岩倉は「畢竟海外万国は我々の公敵である。」といい、万国はそれぞれ自国が他国の上にととうとして

いると認識していた。

木戸孝允もまた「兵力が準備されない時には、万国公法も元来信じられない。弱いものには大きく公法という名によって図るものが少なくない。それゆえに万国公法は弱国を奪う一道具であるとする。」と日記に書いている。

木戸は同3日付の野村素介に送る書簡では次のように露骨に評価を下している。

万国公法と言ってもこれがやはり人の国を奪う道具であるために、少なくとも油断してはならない。今日、縦横往来が互いに開かれ、面目がなければむやみに人の国も奪われないうえに仕方なくこの法を立てるのではないのかと考える。弱国はこの法によって奪い、強国がこの法によってまだ奪われたことを聞かなかった。まさに安心できない世界である。

19世紀当時の国際法＝万国公法はヨーロッパの近代主権国家＝高等国家群相互間の平等な秩序を形成しているだけであり、それ自体半未開国（トルコ、ペルシア、中国、日本など）や、未開国に対する主権の制限や領土の獲得すら正当化させている不平等な法の世界構造に過ぎないし、岩倉や木戸は既に「万国公法」それ自体が不平等な構造という事実を看破していた。

#### 4) 福沢諭吉の万国公法認識

「万国公法」それ自体は文明理性の所産として19世紀のヨーロッパ（キリスト教世界）を中心として作られた国際法であった。

幕末に欧米の地を踏んだ福沢諭吉は「万国公法」に対して、

大体この世に一種の全権があつて万国が必ずこの法を守らなければならないと命令を下すことではないが、国としてこの公法を破れば必ず敵を招来するために各国が共にこれを遵奉しないものはいない。各国間で互いに使節を派遣し、その国に在留させることもその国々が互いに公法の意図を忘れないからである。

と理解して受け入れた。

この国際法では世界は欧米のキリスト教国の文明国、半未開国、未開国の三つの国家群に分けられ、文明国が未開国の領土を<無主の大地>として獲得することは正当であるとしている。

福沢も野蛮、半開、文明に分けて西洋を文明、日本と中国などは半開、アフリカや、オーストラリアなどを野蛮と区分している。

【表 III—3、福沢諭吉の野蛮、半開、文明 分類】

	内容
野蛮	住居に常なところがなく職に常なるものがない。便利にしたがって群れをなすが、便利でなければそのままバラバラになって痕跡を見せない。あるいは住まいを定め農漁をもって衣食が不足であるが、器械の勉強を知らず文字がなくはないが文学というものがない。天然の力を恐れ、人為の恩威に頼んで偶然の禍福を待つだけであり、自ら勉強をするものはいない。
半開	農漁の道が大きく開かれ、衣食が具備されているという。家を建てて都邑を設置し、その外形は一つの国であるが、その内実を探せば不足なものが非常に多い。文学が盛んであるが、実学に力を使うものは少なく、人間交際においては猜疑、嫉妬の心が深いとしても、事物の理を話す時は、疑いを出して不信を正しくする勇気がない。模擬の細工は巧みであるが、新しく物を正すことを知らない。人間の交際に規則がないことではないが、習慣によって規則の姿をなさない。
文明	天地間の事物を規則の中に籠絡しても、その中で自ら活動をとどろかせ、人の気風が解発し、旧慣に惑溺せず、自らその体を支配し、他の恩威に頼まず、自ら智を練磨し、昔を思慕せず今を満足するとしなないし、小安に安心せず、未来の大盛を計り、進んでも退かず達して留まらず、学問の道は虚ろなものでなく、発明の基礎を開き、交渉の業を毎日盛んにし、幸福の源泉を深くし、人智は既に今日に用いてその数分を残すことによって後日の計略をするものと同じである。

(福沢諭吉、『文明論之の概略』巻1(『福沢諭吉全集』4)、160頁から作成。)

このような歴史の発展段階説を基本とする考えの背景には、経済段階説と18世紀の啓蒙思想における<知徳の進歩>という観念が内包されていた。この節によると人間社会の発展段階には五つがあり、最も低いのが savage であり、福沢の翻訳では<混沌>、第二は、barbarism であり、<野蛮>であると翻訳される。第三では、half-civilized であり<未開>、または<半開>の段階、第四、第五の段階は civilization and enlightenment であり、<文明>と<開化>と翻訳されている。

福沢はこの図式をもとに『西洋事情』や『学問のすすめ』あるいは『文明論之概略』などでこれを応用した。

文明は死んだものでなく動き進むものである。動き進むものは必ず順序階級を経なければならない。即ち、野蛮は半開に進み、半開は文明に進み、その文明も今まさに進歩の時である。… 今のヨーロッパの文明はまさに今、世界の障地に到達した正常の地位であるといえるだけである。

福沢諭吉がこのような歴史観に対して米国の日本史家のアルバート・クレイグ氏は次のように説明している。

まず、この理論で西洋の列強がどうして強いのかを説明できます。次に、西洋の権力を軍艦、鉄砲によってだけでなく技術的な発明、科学の進歩、教育制度、法律などによっても定義できます。そして、この歴史観は単に西洋側が優等であると断言しているのではなく、西洋側が偶然にまず文明開化の段階に到達できたというのに過ぎないのです。日本もすぐに素晴らしい文明国になりうるでしょう。

福沢諭吉の万国公法認識は次のような三つの段階を経る。

第一に、西洋が日本に要求するのは西洋諸国間の〈各国附合〉に便乗するために、〈富国強兵〉の実力を具備しながら〈世界普通の道理〉と「万国公法」を信頼し、それに従いさえすれば開国は利益をもたらすために心配しなくてもよいのである。

福沢は西洋見聞を基礎に書いた『西洋事情』で英国を中心にヨーロッパ諸国の〈文明の政治〉、軍隊、株式会社、教育、社会福祉、慈善、科学技術などの構造と活動を詳細に描写した。そして、『唐人往来』では世界五大州の文明の優越を概観した次に、西洋諸国間の〈各国附合〉の関係と中国の西洋に対する〈己惚の病〉を比較し、日本は開国し西洋諸国の〈附合〉に加入するように勧めた。福沢は1年の旅行を通して西洋諸国の国際関係 — 一力と力が対立する権力政治に支配を受けながらも〈世界普通の道理〉が強国も弱小国も全く同じように規制している構造 — を体得した。

第二に、福沢は近代の国際政治の現実は〈力の政治〉の世界であったし、「万国公法」という国際法もただ〈外面の儀式名目〉に過ぎないし、〈万国交際の実〉は「権威を争い利益を貪る」ことであり、「百巻の万国公法は数門の大砲に及ばない。」「大砲弾薬は（中略）ない道理を作る器械」であると見ていた。

今、禽獣世界で最後に訴えなければならないことは必死的な獣力があるだけである。言うに方法が二つあるが、殺すことと殺されることである。一身処世の道は次の通りである。とすれば、万国交際の道もまたこれと異ならない。和親条約と言ひ万国公法だと言つてはなほだしく美しいようであるが、ただ外面の儀式名目に過ぎず、交際の実は権威を争い、利益を貪るに過ぎない。世界古今の事実を見よ。貧弱無知の小国が条約と公法によく依頼し独立の対面を果たした例がないのはすべての人が知るところである。ただ小国のみならず大国の間でもそのまま対立し、互いがその隙をうかがい、乗ることの出来る隙があればそれを見過ごす国はない。

これを伺ひこれを調べ、まだ発しないのは兵力強弱の一点があるだけであり、別に依頼しなければならぬ便宜がない。百巻の万国公法は数門の大砲に及ばないし、数巻の和親条約は一箱の弾薬に及ばない。大砲、弾薬は有り得る道理を主張する準備でなく、

ない道理を作る器械である。(中略)

各国交際の実は二つ、滅亡させることと滅亡されることと言っても言いすぎではない。西洋各国の対立の姿がこの通りである。いわんや輩が東洋諸国を扱う法においてや。その不十分な万国公法というものもそれでも未だにこれを使う事を好まず、ただ虚喝の一法があるだけである。少なくとも独立の一国として他国の虚喝に恐怖し、結局は争いの念願を絶つ利があるだろうか。従前のわが日本国が西洋人に対して時おり損を出すことは実力の強弱いかんを比較してどうしようもなかった不幸でなく、事実は彼我の事情を詳細にしない罪である。彼の情実を良く探し出し、彼我人民の勇怯、軍資の多寡などを明らかにすれば、西洋諸国が必ず鬼神国でなく、元来から恐れなくとも良い。特に欧州各国の交際はあたかも禽獣がえさを扱うものであり互いに比例して若干の隙を表すことができない。

西欧列強が「万国公法」や<万国普通の権利>という場合の<万国>も世界万国でなく、ただ<西洋文明国>をさすだけである。それ以外にも今まで「万国公法」が行われたことを見たことがない。この<力の政治>世界で、時には<権力の平均>によって小国が独立をかりうじて維持している場合もないのではないが、これもまた西洋文明国の中でおこることであり、東洋諸国で西洋人がいくら暴力を行使しても互いに黙認する。

そのために近代日本で重要なのはいち早くこの<西洋文明国>の国際秩序の一員として加入することであり、朝鮮や中国など、アジア世界からで一日も早く脱出すること、そして日本も<西洋>諸国のような方法によってアジア諸国に接近することが課題であると考えた。

わが日本の外国交際法は最後に訴えることを戦争であると定めて争えば、頑固剛情であり容易に兵を解かず、数ヶ月、数年間持続し双方が艱難を耐える程度を競争する一法があるだけである。

第三に、福沢諭吉は<脱亞論>で明治以後、日本の近代化方向を決定し、国権主義的な論理とアジア蔑視の思想を現実化したし、西欧先進諸国に対する追従の姿勢を明確にしている。

福沢は中国、朝鮮は社会の発展が停滞し腐敗した国家と規定し、福沢の目には文明に到達した日本だけがこれを保護指導しなければならないと考え、東洋の盟主になるとか、あるいはこれを発展させた侵略論—脱亞論を選択するのかの岐路にあると考えた。

わが日本の国土はアジアの東方にあるとしても国民の精神は既にアジアの固陋を抜け出て西洋の文明に移されるようになった。ところがここに不幸なことは近隣に国がある。一つを支那と言い一つを朝鮮という。この二つの国の人民も古来アジア流の政教風俗によって育てるようになるのはわが日本国民と異ならない。(中略) この二つの国の人たち

は一身に対してまた一国に関して改進の道を知らない。交通の便の世の中に文明の事物を見聞しないのではなく、耳目の見聞としては心を動かすのに不足であり、その古風旧慣を思慕する情は百千年の昔と異ならないし、この文明日新の活劇場に教育を論ずれば、儒教主義と言ひ、学校の校旨は仁義礼智と言ひ、一から十に至るまで外見の虚飾のみに専念し、その実際においては真理原則の識見だけでなく道徳すら地を払拭し（中略）我々がこの二国を見れば、今の文明東漸の風潮に際して全くその独立を維持する道が有り得ない。幸いにもその局中に志士が出現し、まず国事開進の始まりと言って大きくその政府を改革することが我々の維新のような大挙を図り、まず政治を直して共に人心を一新するような活動があれば格別であるが、万一そうでなければ今から数年以内に亡国になってその国土は世界文明諸国の分割に入っていくことが一点の疑いも有り得ない。（中略）今の支那朝鮮はわが日本国のために一毫の援助もなりえないだけでなく、西洋文明人の目から見れば三国の地理が互いに接しあうために時にはこれを同一視、支韓に対する評価によってわが日本に命ずることが意味がないのではない。

今日の図りをするのにわが国は隣国の開明を待つて共にアジアを復興させる猶予はない。むしろその大誤を抜け出て西洋の文明国と進退を共にし、その支那朝鮮に接する法も隣国だからといって特別な解釈をしないし、即ち西洋人がこれに接する風にしたがつて処分しなければならぬだけである。悪友を親しくするものは共に悪名を逃れることが出来ない。我々は心から悪友を謝絶するのである。

福沢は、国際関係は武力によって決定されてきたと信じていたし、＜禽獣は互いに接し互いに食べあう＞という弱肉強食の論理の上にあった。日本も禽獣の一つの国であり、獣力があるだけであり、食べられるのは文明の落伍の為であると考えていた。

このような福沢の考えはまさに近代日本の現実的な対アジア外交の基本路線であった。

### 3. 朝鮮の万国公法認識

朝鮮の万国公法認識は二つに分けることができる。第一は、儒教文化圏の伝統的な朝貢体系（中華世界秩序）に強い愛着を持っており、この体系を万国公法体系の上位においている金允植（1841－1920）の認識であり、第二は、朝貢体系から抜け出て万国公法体系への積極的な参与を主張した兪吉濬（1856－19149）の認識である。

#### 1) 金允植の万国公法認識

金允植の万国公法認識は次の通りである。

わが国は元来他交もなくただ清国を上国として侍り、東側の日本と通交しただけである。数十年前から世の中の定型が毎日のように変わり欧州は雄長になり、東洋の諸国

がすべてその公法に従うようになった。これを捨てれば孤立して助けが小さくなり、一人だけでは国を維持できないようになった。したがって、清国と日本も泰西各国とともにこれを守護し、条約を締結した国々が既に20余カ国に達する。日本は昔、関白が執権していたが、西洋と通交した以後から日皇が関白を廃止し、国政を自ら担当した。おおよそ治国、練兵、製器、征貨などのすべてのものを泰西の法に従いながら琉球を滅亡させ、北海を開拓し、東洋の強であると呼称していた。

公法による通好の重要性によって他国（ベトナム、琉球、ミヤンマー）は元来条約を結んでいなかったために局外に置かれ、あえて過ちを問うことが出来ず孤立無援になって結局は傾いてしまった。

金允植は李鴻章のように公法体系の中で行われる弱肉強食に対する危機意識を持っていた。そしてその危機を克服するために開国が必要であり、それに伴う強国間の勢力均衡を利用して国を維持する方法以外にないと考えていた。

対米条約の交渉が具体的に進められていた。

金允植 — もちろんこれが若干早いのか遅いのか分からないが、有約条を既に講究したのが事理にかなうと思います。どうか持ってきた外稿3本（李鴻章、黄遵憲の草稿と機務部すなわち東西の参謀官の李東仁の草稿）と条規謄本をしばらく閲覧していただけますか。

李鴻章 — 東仁が作った稿本は文意があまりにも簡単であり、さらにその全部を巧みな言葉で認めさせがたいです。その七款で派主官員と通商章程を5年後再び相談するということは、その上またなされがたいようになると思われます。ところが条約案の中にちょうど朝鮮が長い間中国の属国であったが、外交、内政は即ち自主であるという趣旨の1条を設定し、結局は他国がむやみに（朝鮮の）過ちを探し出し（金允植の）高意に反しないようにすることはいかがですか。

金允植 — そのような1条を挿入しておくことがは納得がいきます。

李鴻章 — （東仁の）第十款の分立教堂、第十一款などもまた万国通例に合わせてみても出来ないことです。アメリカの耶蘇教は今まで不和の種をまいたことがなく、中国も日本も万国通例と禁ずることが出来なかったが、どうして朝鮮だけが（アメリカが）譲歩しますのか。

金允植 — 愚かな人民が天主と耶蘇と異なる事がどのように分かりますか。（朝鮮が）すべて万国通例によるのはこの公平之分を願っているだけです。また（その他の）何が平和的な和合の本地になるでしょうか。

李鴻章 — 万国通例によれば、通商口の海岸内地の起居するすべてのどの国の人民を自国の地方官（本国からの領事）の管理下に属するようにします。（これは）東西の刑律、風俗、礼教が異なるためにこれで地方官（地方の管理または他国の領事）が他国の

人民を同等に扱うことが出来ないからです。最近日本は各国と昔の条約を改正しようとしていますがその成果がなかったことも即ちそのためです。

金允植 — わが国は本来外国の情勢に暗いために、たとえ他国の人民を合わせて管理しようとしても事実はなれがたく、社壇が更に多く発生するだろう。たとえ日本が条約を改正し中国もやはり全規を改正すれば、わが国もうまくこれに合わせて改正しなければならない（次）条約の中にはまず（領事裁判権を）認めた黄遵憲が打ち出した文案に従うことが当然です。

当時清国の主張であった属邦条項に対して金允植は次のように述べている。

わが国が清国の属国であることを誰でも知っているのである。清国がわが国を援助する準備になっているかに対して我々はいつも心配している。わが国のような貧弱な国では万一大国の保護下に置かれなければ独立するにはきわめて困難である。今や李鴻章はまさに清国の軍事を掌握する大臣であり、幸いにも彼は渾然とわが国を保護する責任を引き受けている。その保護者の趣旨をすでに各国に声明しており、条約の中にも明記されている。将来わが国に外患があれば、それは全力で援助しなければならない。そうでなければ他国の嘲弄を受けるようになるだろう。

金允植の万国公法認識の特徴は第一に、日本と欧米諸国に対する危機意識即ち、強国政治が横行する公法体系に対する不信が大きかったし、第二に、それを克服するために〈信〉をもとにした「万国公法」に依頼することであり、第三に、欧米諸国に対する開国による勢力均衡を図ることであり、第四に、属邦条項を対象にしても清国の保護を求めることであった。特に彼には属邦事項による清国の保護が朝鮮の独立を妨害するよりはむしろ列強角逐の危険性の中で安全保障措置と考えられた。

1882年2月15日（高宗18年12月27日）、領選使の金允植は高宗皇帝に上疏文を送った。

わが国が中国の属邦であるということは天下が共和することである。わが国のような膏粱の勢力が万いつ大方の保護を受ければ、実に特立しがたいです。天下の人たちは中国がわが国を担任することを見れば、各国が我々を軽視する心もこれに従って少しでも阻止されるでしょう。さらにそのもとで（わが国も）これを継承し共に自主できるが、これがすなわち各国との相交に害がなく平等権を使うだけです。これは実権の忌避しなくともなく事大の儀礼も反しない両得であるといえるでしょう。中堂（李鴻章）の理論はわが国に大有益であるために私はしきりに称賛したのである。

金允植は儒教文化圏の伝統的な朝貢体系（中華世界秩序）に強い愛着を持っており、こ



の体系を公法体系の上位においている。彼は琉球問題で万国公法を称するのに不足であると次のように述べている。

日人之悍然滅琉者、恃其詔事西国、彌縫多口也、然則万国公法、亦不足称也。

## 2) 兪吉濬の万国公法認識

朝鮮最初の留学生の兪吉濬（1856－1914）は体系的に万国公法を受容した人物であり、1873年ごろ、朴珪壽の門下生になった。彼は金玉均（1851－94）、朴泳孝（1861－1939）、金允植、金弘集（1842－96）、魚允中（1848－96）らと交際した。彼は紳士遊覧団の一人、魚允中の随員として日本に渡り、福沢諭吉の慶応義塾に入学し、1年半勉強をした。帰国後、『国権』、『競争論』などを書いた。

兪吉濬が語る国権は自国の独立を守る〈邦国の権利〉である。すなわち、天賦国権論をもとにした国家基本権である。

この概念には日本での国権と異なり〈海外雄飛〉、〈国権拡張〉という対外進出、侵略論の発想は含まれていない。兪吉濬は『競争論』を通して、現実国際政治の状況の中で国家の富強、文明化、独立維持の方法を述べている。彼があらねばならない国際秩序を語っても、国際社会は〈弱肉強食〉による競争社会であり、国際政治の場は強大国が右往左往する権力政治の現実を認定せざるを得なくなったのである。

人間交際と同様に国では外国との交通が重要である。欧米諸国とアジア諸国との文明、富強の差は風土によるものではなく、「ただその交通の広狭多少と競争の大小高卑によるだけ」である。彼は「一国の盛衰強弱は競争の大小高卑にある。万一国が競争することがなければ、即ち富強で文明の境域に進取できないだけでなく、其の国を保存も出来ない。」と言って現実の〈弱肉強食〉的な国際社会では国家の富国強兵、文明開化、独立保全が競争の精神、気力を高揚させるかのいかんにあるといった。

彼は外交に、「わが兄弟の競争区域を拡張し、文明富強の編緒を開くもの」という積極的な意義を付与した次に、「其の気力を完成するようにし、競争の眼目を遠大にし、上下同心して競争精神を活発にする。他のものと異なるというのに留まらず、自ら進んで既得失を伺う。奇奇なるものを奇だというにとどまらず、自ら進んで奇の便否を詳細に明らかにする。また、自国のものを取ってかの国のものと比較してもそのものに優秀なものがあれば取り、我々の短所のもの捉え、我々のものが…優れておれば永久保存し、その長所を育むことを勧めた。

彼は『競争論』を「一国の文明を進めて一国の富強をなし、国威をして万邦に轟かしめ、國光をして四海に昭曜せしめることを我々は願う。」という言葉で結論付けている。

兪吉濬の世界観は『世界大勢論』〈自由大略〉に表われている。彼は「世界の一部が開化の中に進入するものから文明歩驟にしたがって、人民が各自一新の権利及び一国の権利を拡張する風が盛行するようになる」世界として当時の状況を認識している。

このような世界の中での「文明国の国民は内に一新の権利を主張し、外に一国の権利を主張するために」、「今日、世の中を称して人権国権世界」と認識している。

彼は‘国権拡張の為の養兵’を主張する。

大概、英国の貿易が盛行するようになり、商家によって世界を征服する者は英国の軍艦が多いからである。魯西亞の国権が強大である。四隣を脅威するものは魯国に陸軍が盛行するからである。ジェルマン（日耳曼）が百年以来次第に国威の広壮するものは、日耳曼の常備兵が築勢増加するからである。すなわち、一国の国権の基本は兵力にある。

と彼は述べている。

さらに「平時には兵力によって軍威を養い、一朝有事の時節に際すれば、兵力によって勝敗を決断する。」と記述している。 兪吉濬がいう＜養兵＞の目的は治外法権、関税自主権の守護であり、＜国権拡張＞は＜一国の三大権＞（主在権、独立権、同等権）の維持、保護することを意味した。その結論部分には、

今日は昔のように無名の軍事を引き起こせないが、公法に準拠して事機を推察し、また、平時には両国の親睦を維持するために各種の法律を設立し、互いに守り互いに従うのにその大略を記述する。

と言って国際法の中にも平時国際法だけが設定されていた。【表 I-4 参照】

【表 I-4、 兪吉濬 と福沢諭吉の趣旨 比較】

<p>兪吉濬の『競争論』の趣旨は、競争の精神を強調することであるが、その目的は</p>	<p>福沢諭吉の『時事小論』、『通俗国権論』の主な趣旨は</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人民知徳の増進</li> <li>・ 人民の福祉</li> <li>・ 農工商業の発展</li> <li>・ 天下国家の保全</li> <li>・ 教育の重視</li> <li>・ 文明の進取</li> <li>・ 国家交際の拡張</li> <li>・ 国家間の善意の競争</li> <li>・ 他人、他国の場所の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民権より国権重視</li> <li>・ 国権拡張の為の競争心</li> <li>・ 国心の強調</li> <li>・ 戦争（兵戦、商戦）の肯定</li> <li>・ &lt;内安外競&gt;のための&lt;力&gt;の養成</li> <li>・ 日本のアジア保護論、盟主論など</li> </ul>

（兪吉濬、「競争論」（『兪吉濬全書』IV）；福沢諭吉、「時事小論」、「通俗国権論」（『福沢諭吉全集』第5巻））

## 5. 日本の万国公法適用

まず、明治新政府は「万国公法」と「宇内之公法」（宇内の通義）などを混用し、自らの開国を正当化する論理とした。即ち、明治政府は旧幕臣と民心を収拾するために「万国公法」をうまく利用した。明治政府は新国家初期の開国進取・万国対峙・海外雄飛の理念を国是とするために、「万国公法」にもとづいた「公議世論」を物語る「五箇条の御誓文」、「一君万民論」を謳歌した「国威宣揚の宸翰」、そして、民衆の統治方針として「五榜の掲示」を発表した。

このような御誓文・宸翰で見られる基本方針を制度的に具体化したのが「政体書」であった。この「政体書」は『令義解』、『職原抄』など、日本の古典も参照されたが、アメリカ人ブリッジマンの『連邦志略』、ホイートンの『万国公法』、福沢諭吉の『西洋事情』など、欧米の新しい政治知識を借りて作られ、形式的には三権分立と議事制度が採り入れられた。

## 6. 韓国の万国公法適用

1897年に大韓帝国が樹立した後、韓国の高宗皇帝は王権を強化し統治権を集中させようとする、つまり、王権の専制化を目的に、ドイツの法学者のブルンチュリ（Johannes C. Bluntschli, <歩倫>, 1808~1881）の『公法会通』（1880年にマーチンが漢訳した。）に基づいた前文9条からなる、韓国最初の近代的な憲法である『大韓帝国 国制』（1899.8）を頒布した。これは大韓帝国が万国公法秩序への参与を目的としていることを明白にしたものである。万国公法秩序への参与は弱肉強食の冷酷な国際権力政治秩序に対する意識的な参与であるといえる。

しかし、高宗皇帝は日本のように力の論理を選択しなかった。日本帝国主義（日帝）によって強圧的に乙巳五条約（第2次日韓協約）が締結されると、高宗皇帝は「万国公法」に依拠して乙巳勅約無効宣言の親書をロシア帝国の皇帝などに発送するなど、主権守護外交を積極的に展開した。

一方、「万国公法」は義兵戦争の究極的な典拠となり、「万国公法」による外交的な方法は、義兵に反対した儒生層に更に一層支持され、彼らは日帝の侵略を「万国公法」に依拠して糾弾した。

李承熙の場合は、「万国大道議員院」という組織を構想するだけでなく、弱肉強呑する帝国主義の列強が中心となる平和会議に反対し、信義で共存できる法案を構想した。それは「万国の理学政治家・名士をその国の国民の数に比例して選出した上で万国公法と規則を定め、天下万国がこれを行うようにする」というものであった。そのようにすれば、万国を

仁義之域におくことができ、太平万世をなすものと予見するなど、韓国での「万国公法」は理念的に昇華されたのである。

#### IV、統一思想から見た万国公法の出現

##### 1. 統一思想の歴史観（統一史観）

統一史観の基本的な立場は、統一原理の中の復帰原理を根拠とした立場である。統一史観は歴史を三つの観点から説明する。第一は、歴史は人間祖先の墮落によって出発した罪悪史であり、第二は、再創造歴史であり、人類子女の墮落によって人類は本然の人間と本然の世界を喪失した。そのため、神は歴史を通して人間を再創造し、世界を再建設する摂理をされるようになった。第三は、復帰歴史として歴史を解釈する。神において創造が失敗として終わらないようにするためには、どのようにしてでも非原理的な世界と人間を本然の状態に復帰させなければならなかった。そのために神は、人類歴史の始まりと同時に罪悪の人間と罪悪の世界を本然の状態に復帰する摂理をされるようになったのである。

統一史観は、歴史に法則が作用してきたことを認めることは言うまでもなく、その法則に創造の法則と復帰の法則の二つの法則があることを明らかにしている。

歴史がいつどのようにして始まったのかという歴史の始元に関して、統一史観は人間の創造と墮落をその始元と見る。これはキリスト教の摂理史観のような立場である。統一史観は人類の始祖がアダム・エバだけであるという一元論を主張する。

そして、歴史の目標は高い次元における創造理想世界への復帰であり、歴史の方向はこの復帰の方向である。したがって、歴史の目標と方向は決定的である。歴史の過程は非決定的であって、人間の自由意志に任されているのである。特に摂理的な人物達が与えられた使命を素晴らしくすべて行うのか、出来ないのかにかかっているのである（責任分担遂行または責任分担という）。

統一史観によると、歴史の変遷には創造の法則と復帰の法則が作用しているのである。創造の法則には、(1) 相対性の法則、(2) 授受作用の法則、(3) 相克の法則、(4) 中心の主管の法則、(5) 三段階完成の法則、(6) 六数期間の法則、(7) 責任分担の法則などがある。

人類歴史は再創造歴史であると同時に墮落によって失った創造理想世界を回復するための復帰歴史である。復帰の法則には、(1) 蕩滅の法則、(2) 分立の法則、(3) 四数復帰の法則、(4) 条件的摂理の法則、(5) 偽と真の先後の法則、(6) 縦の横的展開の法則、(7) 同時性摂理の法則などがある。

神は人類歴史の中心史として、旧約時代にはイスラエル民族史を、イエス以後のキリスト教を中心とした新約時代には西洋史を、そして成約時代には韓国史を摂理してこられた。

そして、神は中心史を摂理するにおいて中心人物を立ててこられた。

## 2. 「万国公法」出現の意味

聖書によると、アダムの創造は六数期間を前に開始されたが、この期間はアダムを創るための準備期間であった。同様に再創造歴史においても第2アダムであるメシア（イエス）降臨の6数期間前、すなわち、6世紀前から神はメシアを向かえるための準備を始めたのである。

再臨の時も同様である。第3アダムである再臨メシアを迎える時にもメシア再臨の6数期間前から神は再臨を迎えるための準備を始めた。それが14世紀から胎動し始め、16世紀に至って本格化した宗教改革とルネサンス（文芸復興）運動である。

韓国史においては李退溪（李滉、1501-70）と李栗谷（李珣、1536-84）の儒学の改革が宗教改革に、そして朝鮮時代の世宗（李朝第4代の国王、1397-1450）の『訓民正音』（ハングル）の創製など一連の文化振興策、及び文芸復興の王といわれた英祖（第21代の国王、1694-1776）、正祖（第22代国王、1752-1800）の改革などがルネサンスに該当する。

ホイートンの原著は、当時のアメリカで最も広汎に用いられた国際法の概説書であり、『万国公法』は中国人、韓国人、日本人に国際法を体系的に紹介した最初の書物であった。再臨の時の60年前ごろ、中国、韓国、日本の三国にマーチンの漢訳書が普及したということは、三国がヨーロッパ諸国とアメリカを中心とする〈西欧型国際秩序〉に実質的に組み込まれたことを意味する。そして、摂理的な観点から言えば、再臨の時に合わせて「万国公法」という近代国際法によって世界が一つなっていくとする国際的な環境の整備ということの意味する。

ところが、1873年に岩倉具視使節団が世界12カ国を歴訪した時、プロシアで出会った宰相のビスマルクは、「万国公法」を次のように認識していた。

（中略）いわゆる公法は列国の権利を保全する常典であるとしても、大国が利権を争うとき、自分の国に利益になれば公法に執着するが、万一不利になれば軍隊の力によってひっくり返し、初めからいつも守るのではない。

小国は熱心に辞令と公理を顧みてあえて超えず、それによって自主権を保持しようと努力してもその甚だしい政略とぶつかれば、ほとんど自主できないようになることがいつもある。（中略）

ビスマルクの要点は、「万国公法」が大国の為のものであり、小国の〈自主の権〉の維持の依拠にならないこと、大国は自国が都合のいいときは「万国公法」を守るが、都合が悪ければ無視すること、そのため、小国がそれを守っても大国の〈力〉によって踏みにじら

れようになるということであった。

『万国公法』では世界を＜文明人＞の国（自主の国＝ヨーロッパ、アメリカ）、＜野蛮人＞の国（半未開国、半主国＝トルコ、ペルシア、中国、シヤム、日本）、＜未開人＞の国（地球上に残ったすべての地域）と分類して、＜文明人の国＞は＜先占権＞及び征服論をもって＜未開人の国＞を自由に先占できることを正当化している。

＜野蛮人＞の国であった日本は明治維新後、富国強兵政策を中心に近代化を推進し、韓国を先占（植民地化）してアメリカやヨーロッパ並の＜文明人＞の国を目指したのである。

摂理的な立場から見ると、再臨の時、＜文明人＞の国々が韓国を＜未開人＞の国として合法的に先占（侵略）し、再臨に先立って地上から韓国という国を完全になくそうとしたのではないかと推測される。

「万国公法」（近代国際法）が使用されたのは19世紀後半から20世紀初頭にかけてのほぼ半世紀間であった

19世紀中葉の朝鮮では各地に民乱が激発するなど社会不安が増大し、西欧列強の侵略に対する警戒心もアロー戦争での英仏軍の北京占領によって頂点に達した。

崔濟愚（1824－64）は慶尚北道慶州の人。没落兩班の出身で、若くして父母に死別し辛酸をなめた。後に木綿の行商で全国各地を歩きながら弓道の生活を続けたといわれる。再臨の時からちょうど60年前の1860年に天の啓示を受け、儒・仏・仙教と民間信仰を融合・発展させた独自の宗教として東学を創教した。＜至気今至、願為大降、侍天主造化定、永世不忘万事知＞という21字の呪文を口誦して修養すれば、人は天に感応して融合・一体化し、＜地上天国＞が実現できるとするものである。＜人乃天＞の思想は万人平等主義を意味した。

摂理的な観点から見ると、東学は天の啓示によって儒・仏・仙教と民間信仰を融合・発展させた独自の宗教として創教された。韓国を西欧列強から守ると同時に、民衆を教化して再臨の時を迎えるために備える宗教であったのである。

## V、終わりに

本稿で、統一思想から見た日・韓の『万国公法』（近代国際法）の受容と認識及び適用について分析・検討した結果、次のような結論に到達した。

第一に、『万国公法』の日本における受容は、1）ペリー以後の開国時、幕府の条約交渉を引き受けた人たちによる受容、2）マーチンの漢訳本の日本版による受容、3）ヨーロッパに渡って行った日本の留学生による積極的受容などがあった。朝鮮側の万国公法に関する理解が公的に現れたのは、条約締結直後、修信使として日本を訪問した金綺秀の復命記録『日東記游』を報告した時からであったし、朝鮮に『万国公法』などの公法の漢訳書が入ってきたという公式記録が現れたのは1877年12月17日頃であった。

第二に、「万国公法」に対する認識は、日本では、1) 幕府末期に「万国公法」の印刷、出版を企てた坂本竜馬と1868年に「万国公法」に関する本を公刊したオランダ留学生の西周らの認識である。2) 現実世界に存在するのは国際間での「力の政治」、<弱肉強食の論理>であり、「万国公法」は<弱国を奪う一道具>とみる岩倉具視と木戸孝允ら明治政府指導者らの認識である。3) <脱亞論>で明治以後の日本の近代化方向を決定し、国権主義的な論理とアジア蔑視の思想を現実化したし、西欧先進諸国に対する追従の姿勢を明確にした国権主義論者の福沢諭吉の「万国公法」という国際法もただ<外面の儀式名目>に過ぎないし、<万国交際の実>は「権威を争い利益を貪る」ことであり、「百巻の万国公法は数門の大砲に及ばない。」という認識である。

朝鮮では、1) <信>をもとにした「万国公法」に依頼し、欧米諸国に対する開国による勢力均衡を図ることであり、属邦事項による清国の保護が朝鮮の独立を妨害するよりはむしろ列強角逐の危険性の中で安全保障措置と考えられた金允植の認識であり、2) 兪吉濬が語る国権は自国の独立を守る<邦国の権利>である。すなわち、天賦国権論をもとにした国家基本権である。国際社会は<弱肉強食>による競争社会であり、そのために彼は「国権拡張の為の養兵」を主張する。兪吉濬がいう<養兵>の目的は治外法権、関税自主権の守護であり、<国権拡張>は<一国の三大権>（主在権、独立権、同等権）の維持、保護することを意味した。

第三に、『万国公法』に対する適用は、日本では、明治新政府は「万国公法」にもとづいた「公議世論」を物語る「五箇条の御誓文」、「一君万民論」を謳歌した「国威宣揚の宸翰」、そして、民衆の統治方針として「五榜の掲示」を発表した。このような御誓文・宸翰で見られる基本方針を制度的に具体化したのが「政体書」であった。この「政体書」は『令義解』、『職原抄』など、日本の古典も参照されたが、アメリカ人ブリッジマンの『連邦志略』、ホイートンの『万国公法』、福沢諭吉の『西洋事情』など、欧米の新しい政治知識を借りて作られ、形式的には三権分立と議事制度が採り入れられた。

韓国では、1897年に大韓帝国が樹立した後、韓国の高宗皇帝は王権の専制化を目的に、『公法会通』に基づいた前文9条からなる、韓国最初の近代的な憲法である『大韓帝国 国制』（1899.8）を頒布した。

しかし、高宗皇帝は日本のように力の論理を選択しなかった。日本帝国主義（日帝）によって強圧的に乙巳五条約（第2次日韓協約）が締結されると、高宗皇帝は「万国公法」に依拠して乙巳勅約無効宣言の親書をロシア帝国の皇帝などに発送するなど、主権守護外交を積極的に展開した。

第四に、再臨の時からおおよそ60年前に、『万国公法』が中国、朝鮮、日本の東洋三国に伝えられたのは、「万国公法」という近代国際法によって世界が一つなっていこうとする国際的な環境の整備ということの意味する。

ところが、「万国公法」に依拠すれば、<文明人>の国々が韓国を<未開人>の国として合法的に先占（侵略）し、再臨に先立って地上から韓国という国を完全になくそうとした

のではないかと推測される。

再臨の時からちょうど 60 年前の 1960 年に崔濟愚が天の啓示を受け、儒・仏・仙教と民間信仰を融合・発展させた独自の宗教として東学を創教した。〈至気今至、願為大降、侍天主造化定、永世不忘万事知〉という 21 字の呪文を口誦して修養すれば、人は天に感応して融合・一体化し、〈地上天国〉が実現されるとするものである。東学の教えである〈人乃天〉の思想は万人平等主義を意味した。

東学はまさに韓国を、西欧列強の〈先占〉という名の合法的な侵略の手から守ると同時に、民衆を教化して再臨の時を迎えるために備える宗教であったのである。